

## 環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準

### 第1 趣旨

この基準は、身近な公共空間である公園、道路、河川等の公共施設において行う美化活動に必要な清掃用具の貸与又は支給について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 貸与等の方法

市長は、活動者に対して次のとおり清掃用具等の貸与又は支給（以下「貸与等」という。）を行うことができる。

- (1) 市長が貸与等を行う清掃用具等の品目及び数量は、次の表に定めるとおりとする。ただし、軍手の支給については、佐賀市アダプトプログラム実施要綱（平成17年10月1日。）又は佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱（令和7年4月1日施行。）の活動者に限る。

区分	品目	対象	数量	備考
貸与	シダほうき	活動者として美化活動に参加する者3名につき	1	1団体につき最大20まで
	松葉ほうき	活動者として美化活動に参加する者5名につき	1	1団体につき最大10まで
	ちりとり	活動者として美化活動に参加する者5名につき	1	1団体につき最大5まで
	火ばさみ	活動者として美化活動に参加する者1名につき	1	必要な本数
支給	軍手	活動者として美化活動に参加する者1名につき	1	支給は1回が限度
	ボランティア袋	1度の活動ごとに必要な枚数を給付 (活動頻度が高い団体等については協議の上対応)		

- (2) 市長は、特に必要と認める場合にあっては、(1)に定めのない品目の清掃用具等であっても貸与等を行うことができる。
- (3) 市長は、清掃用具等の貸与等を行うに当たっては、活動者から清掃用具貸与等願を徴するものとする。
- (4) 市長は、(1)の表に定める基準に基づき清掃用具等の貸与等を受けた活動者が再度清掃用具等の貸与等を願い出た場合には、その理由が美化活動の実施による清掃用具等の消耗その他特別な事由による場合に限り、追加して貸与等を行うことができるものとする。

### 第3 活動者の管理

活動者は、貸与等を受けた清掃用具等を適正に管理しなければならない。

### 第4 市の管理

市長は、貸与等を行った清掃用具等及び当該清掃用具等の在庫管理を適宜行うものとする。この場合において、市長が必要と認めたときには、清掃用具等の保管状況について活動者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

### 第5 返還

市長は、貸与等を行った清掃用具等を活動者が不正に使用した場合又は活動者が美化活動を廃止した場合には、貸与等を行った清掃用具を返還させることができる。

### 附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成27年7月13日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。